

# 個人情報保護管理規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）が取り扱うこの法人の役職員等以外の個人情報につき、この法人の個人情報保護方針に基づく基本的事項を定めることにより個人情報を保護することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程およびこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合物であつて特定の個人情報をコンピュータ、目次、索引等を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことをいう。

(4) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、この法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。但し、6ヶ月以内に消去するもの並びにその情報が明らかになることにより、本人に被害が及ぶおそれがあるものや公益その他の利益が害されるもの等法令に定めるものを除く。

(5) 本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」とは、この法人が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査及び見直しを含むこの法人内のしくみをいう。

(7) 役職員

「役職員」とは、この法人の役員及び職員、派遣契約に基づき派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき業務を行う労働者、この法人が雇用す

るパート、アルバイトをいう。

(8) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事会の決議によって、理事長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(9) 個人情報管理者

「個人情報管理者」とは、個人情報管理責任者によって選任され、各部署において個人情報保護のための業務について各所属部署の責任と権限を有する者をいう。

(10) 個人情報取扱責任者

「個人情報取扱責任者」とは、個人情報管理者によって選任され、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全な管理のために必要な措置を講ずる責任と権限を有し、個人情報管理者を補佐する者をいう。

(11) 個人情報監査責任者

「個人情報監査責任者」とは、理事会の決議によって、理事長より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この法人の役職員等の個人情報保護については別途規程を定め、それに従い取り扱うものとする。

2 この規程は、この法人の役職員に適用する。

3 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の保護を図るものとする。

## 第 2 章 個人情報の収集

(個人情報の収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、収集目的、利用目的をできる限り明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって行う。

2 次の各号に該当する個人情報については、これを取得し、利用し又は提供しない。但し、本人の同意、法令に特段の規定がある場合及び司法手続上不可欠である場合についてはこの限りではない。

(1) 人種及び民族

(2) 門地及び本籍地（所在地、都道府県に関する情報を除く）

(3) 信教（宗教、思想及び信条）、政治的見解及び労働組合への加盟

(4) 保健医療

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

(本人から書面などにより個人情報を直接取得する場合の原則)

第6条 本人から書面等による記載及び本人がアクセスしたこの法人のウェブサイト上より直接個人情報を取得する場合には、予め第7条により明確にした利用目的を明示したうえで、当該個人情報の利用に関する本人の同意を得なければならない。

2 個人情報を間接的に取得した場合は、予めその利用目的を本人が容易に知り得る状態におくものとし、利用目的を公表していない状態で個人情報を取得した場合は速やかに利用目的を本人に通知するか又は公表する。

3 前2項の取得に際しての制限は、下記の場合においてはその適用を受けない。

(1) 本人又は第三者の権利、利益を害するおそれがある場合

(2) この法人の権利等が害されるおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要な場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第 3 章 個人情報の利用

(個人情報の利用原則)

第7条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を出来る限り特定するものとする。なお、予め個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその特定をしなければならない。

2 個人情報の利用は、利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

3 前項の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表しなければならない。但し、下記の場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上、児童の健全な育成のために必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合には、予め本人の同意を得なければならない。但し、前条の各号に掲げる場合には適用しない。

(個人情報の伝達の原則)

第8条 個人情報の移送・送信は、具体的権限を与えられた者のみが、その過程で個人情報の漏洩などが発生しないように、必要かつ適切な方法で慎重に行うものとする。

## 第 4 章 個人情報管理

(個人データの正確性の確保)

第9条 個人データは、収集目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(完全管理措置)

第10条 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの漏洩、紛失、破壊、改ざんの防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(役職員の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データについて安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 個人情報管理者及び個人情報取扱責任者は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データについて安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第12条 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続に従うものとし、その委託された個人データの安全管理が図られるよう、秘密保持契約等を締結のうえ、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第13条 第6条3項1号から4号に該当する場合を除き、個人データを第三者へ提供するには、予め本人の同意を得た場合に限り行う。

但し、業務上、個人情報取扱責任者が第三者への提供の必要性を認めた場合、個人情報管理責任者に届け出て承認を得て、かつ個人情報管理責任者が必要な措置を講じた後に第三者に提供することができる。

## 第 5 章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する公表)

第14条 保有個人データを管理、運営するに当たり下記措置を本人の求めに応じて回答する等、本人が知り得る状態におくものとする。

- (1) この法人の名称
- (2) 保有個人データの利用目的（第6条3項（1）～（3）を除く）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示、追加、削除、利用停止、消去若しくは第三者提供の停止の求めに応じる手続並びに手続にかかる手数料の額
- (4) 保有個人データの取扱に関する苦情及び問い合わせの申出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、以下を除き遅滞なく本人に通知する。尚、通知しない旨を決定したときも、同様に通知する。

- (1) 前項の措置により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
- (2) 第6条第3項（1）～（3）に該当する場合

(情報の開示)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（あるいは開示を求めた本人が同意した他の方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(情報の訂正等)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除等（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規程により特別の手続が定められている場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行い、その内容を本人に通知する。

(情報の利用停止等)

第17条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、利用目的以外の達成に必要な範囲を超えて取り扱われている理由又は不正な手段によって取得されたという理由に基づき、当該保有個人データの利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、かつその求めに理由があることが判明した場合には、違反を是正するために 必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第13条の定めに違反して第三者に提供されているという理由に基づき、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合、かつその求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。

3 前2項の定めにかかわらず当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合等の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合、かつ本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合には、求めに応じないことができる。

4 第1項の定めに基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等の措置をとった場合若しくはその措置をとらない決定をした場合、又は第2項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止した場合若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定した場合には、本人に対しその旨を通知する。

（開示等の申請手続）

第18条 利用目的の通知又は保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）に応じる手続については、以下の事項のほか、別に定める。

（1）開示等の求めの受付先

（2）開示等の求めに際して提出すべき書面

（3）開示等の求めを行う者が本人又はその代理人であることの確認方法

（4）保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示を行う際に徴収する手数料の額及び徴収方法

2 開示等の求めは、次の各号に掲げる代理人もこれを行うことができる。

（1）未成年者又は成年被後見人の法定代理人

（2）開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

3 この法人は、利用目的の通知及び保有個人データの開示の求めを受け付ける場合、別に定める手数料を、本人又は代理人から徴収するものとする。

## 第 6 章 教 育

（教 育）

第19条 個人情報管理責任者は、役職員に対して、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、その確実な運用が行われるよう、適切な教育を行うものとする。

## 第 7 章 監 査

(監査の実施)

第20条 個人情報監査責任者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムが法令等と合致していること及びコンプライアンス・プログラムが適切に実施されていることを、定期的に監査する。

2 個人情報監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

3 監査報告書は、「文書規程」に基づき10年間保管するものとする。

## 第 8 章 苦情及び緊急措置

(苦情及び相談)

第21条 本人からの個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、窓口として総務部が受け付けて対応するものとする。

(緊急措置)

第22条 個人情報管理責任者及び個人情報管理者、個人情報取扱責任者は、個人情報の漏洩等のおそれがある旨の報告を受けた場合、直ちに報告の内容を検討し、詳細な漏洩等の実態を調査するものとする。

2 漏洩もとがこの法人であることが判明した場合、個人情報管理責任者は直ちにその事実を理事長に報告の上、本人に対し適切な処置をとり、関係官庁への報告をするものとする。

3 個人情報管理責任者は、前項の場合、再発防止策を検討し、実施するものとする。

## 第 9 章 罰 則

(罰 則)

第23条 理事長は、この規程に違反した職員に対して就業規則第75条に基づき懲戒処分を行い、その他の職員に対しては就業規則又は契約に従い処分を決定する。

## 第 10 章 雑 則

(見直し)

第24条 理事会において、監査報告書及びその他この法人の事業に関わる社会

環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために定期的に個人情報保護コンプライアンス・プログラムを見直すものとする。

2 理事長は、見直すべき事項を個人情報管理責任者に指示するものとする。

(改正)

第25条 この規程の改正は理事会の決議を経て行う。

(運用細則)

第26条 本規程の運用のために必要な細則は、理事会において定めるものとする。

付 則

この規程の改正は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。